

中期目標・中期計画一覧表

(法人番号 52) (大学名) 京都大学

中 期 目 標	中 期 計 画
(前文) 大学の基本的な目標 京都大学は、国立大学法人化後 12 年間の取組を踏まえて、創立以来築いてきた自由の学風を継承・発展させつつ多角的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献するため、今後 6 年間に向けた決意として下記の目標を定める。 【研究】 ・未踏の知の領域を開拓してきた本学の伝統を踏まえ、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた先見的・独創的な研究活動により、次世代をリードする知の創造を行う。 ・総合大学として、研究の多様な発展と統合を図る。 【教育】 ・多様かつ調和のとれた教育体系のもと、対話を根幹とした自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養に努める。 ・豊かな教養と人間性を備え、責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に貢献し得る、優れた研究能力や高度の専門知識をもつ人材を育成する。 【社会との関係】 ・国民に開かれた大学として、地域をはじめとする国内社会との連携を強め、自由と調和に基づく知を社会に還元する。 ・世界に開かれた大学として、国際交流を深め、地球社会の調和ある共存に貢献する。 【運営】 ・学問の自由な発展に資するため、教育研究組織の自治を尊重しつつ、調和のとれた全学的組織運営を行う。	

・環境に配慮し、人権を尊重した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。	
◆ 中期目標の期間及び教育研究組織	
1 中期目標の期間	
平成 28 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までとする。	
2 教育研究組織	
この中期目標を達成するため、別表 1 に記載する学部、研究科等及び別表 2 に記載する共同利用・共同研究拠点、教育関係共同利用拠点を置く。	
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 教育に関する目標	1 教育に関する目標を達成するための措置
本学の特色である「対話を根幹とした自学自習」を重視した教育活動を一層推進するため、以下を前提としつつ、各学部、研究科及び専門職大学院（以下「学部・研究科等」という。）の教育目的と方針を踏まえて、学生主体で自発的な創意・創造性を活かせるような教育プログラムの充実と、学生本位の視点に立った教育への質的転換を行う。これにより、自主独立と創造の精神を涵養し、多角的な課題の解決に挑戦して、地球社会の調和ある共存に貢献する。 学士課程教育においては、幅広い視野と豊かな教養を涵養する教養教育を充実させるとともに、専門的基礎知識と総合的判断力並びに国際性を養わせる。 大学院課程教育においては、本学の多様な学術的研究を背景とした基盤的・先端的な専門知識を習得し、高度な専門的能力と独創的な研究能力を備え、国際的に活躍できる人材を養成する。	

専門職大学院課程教育においては、本学の多様な学術的研究を背景とした深い学識及び卓越した能力の涵養を促し、実践的に社会貢献できる高度専門職業人を養成する。	
(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標	(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置
【1】 本学のディプロマ・ポリシー等を踏まえ、各学部・研究科等における、基礎・教養教育、専門教育、基盤的・先端的研究を体系的に組み合わせ、対話を重視した高度な教育を一貫して実施するとともに、自然科学から人文社会科学の幅広い分野において地球社会の調和ある共存に寄与する広い視野と高度な専門能力をもつ多様な人材を養成する。また、社会人の学び直しに貢献する。	【1】 全学共通教育と学部専門教育並びに大学院教育との連関を俯瞰的・可視的に把握できるよう、シラバス、コースツリー、科目ナンバリングの連携を図り、学生が学習過程を理解し学習指針を作成するために役立てる。また、学士課程及び修士課程のカリキュラムの一貫化等により、高度な専門能力をもつ多様な人材を育成する。さらに、第2期中期目標期間から導入している博士課程教育リーディングプログラムによる幅広い人材育成の成果を活かすなど学際的でより充実した大学院教育を推進する。 【2】 社会において求められる人材の高度化・多様化を踏まえ、社会人編入学制度や長期履修制度を活用し、多様な大学院生の入学を促進する。また、履修証明プログラムを活用し、社会人の学び直しに貢献する。
【2】 深い教養と高い識見及び国際的な視野の主体的修得に資するため、多様かつ調和のとれた、学部・大学院それぞれに相応しい教養教育を充実させるとともに、主に学士課程初年次を対象とした教育内容を充実させる。	【3】 幅広い教養・基礎科目の体系をより明確にするとともに、文理融合により現代社会が直面する課題に対応する科目（統合科学）や少人数で課題を探究する科目（ILAS セミナー）等を開講・充実させる。また、科目内容の見直しや国際高等教育院附属国際学術言語教育センター（i-ARRC）の事業により、英語教育を強化するとともに、全学的に英語による授業を充実させ、特に学士課程1・2年次を対象とする英語による基礎・教養科目については、400科目への拡張を目指す。さらに、大学院レベルにおいても専門外の分野に触れることができるよう、全学共通的な教育をより充実させる。
【3】 イノベーションの創出に向けて、理工系人材育成戦略等を踏まえた教育内容の充実を図るとともに、人文社会科学などの分野において多面的な能力を伸ばし、高い技術力とともに発想力、経営力などの複合的な能力を備えた学生を育成する。	【4】 理工系分野において、理工系人材育成戦略等を踏まえ、第2期中期目標期間から導入している博士課程教育リーディングプログラムの活用等により、俯瞰力・創造力等を育成する教育内容を充実させ、社会に貢献する実践的能力を身に付けた人材を育成する。人文社会系分野においても同様に、高い適応能力を身に付けた人材を育成する。

【4】卓越した知の継承と創造的精神を涵養するために、各学部・研究科等の教育目的のもと、自学自習を促進する能動的学習の活用などを推進する。	【5】ティーチング・アシスタント（TA）及びリサーチ・アシスタント（RA）の制度を充実させ多角的・多様な運用を図るとともに、各学部・研究科等の教育目的に応じた少人数授業、演習、実験・実習科目、国際化対応科目、国内外でのフィールド学習の充実並びにeラーニング、オープンコースウェア（OCW）、MOOCs等、インターネットを活用したデジタル教材を開発して能動的学習への活用等を行う。
【5】各学部・研究科等において明確に定めた教育方法、教育内容、授業計画、成績評価方法・基準及び卒業・修了認定基準に基づき、第2期中期目標期間において定めた授業評価アンケートの聴取方法や成績評価の統一化等を活用し、体系的で質の高い授業と厳格な成績評価、卒業・修了認定を行う。	【6】コースツリー、科目ナンバリング制によるシラバスの検索機能を強化するとともに、授業評価アンケートによりそれらの検証・見直しを行い、単位の実質化に向けた取組を推進する。特に学部における科目ナンバリングについては、導入率100%を目指す。 また、GPA制度を導入し、その実施状況を調査分析して学生への履修指導等に活用することにより、人材養成機能の向上を図る。
（2）教育の実施体制等に関する目標	（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
【6】全学的な協力体制に基づく適正な教員配置を行うことにより、多様な学問的・社会的ニーズに対応した教育プログラムを創成する。	【7】先駆的な取組を柔軟かつ迅速に行いうる学域・学系制などを活用し、関係教員が既存組織の枠を越えて連携のうえ、部局を横断した教育等を充実させることにより、社会のニーズに応じた効果的な教育プログラムを遂行する。
【7】社会的ニーズや学術研究の進展を踏まえて適切な入学定員を設定することにより、高度な教育の質を維持・確保する。	【8】各学部・研究科等の教育研究の状況、充足率、進路状況、企業へのアンケート調査結果等を踏まえ、適切な入学定員の設定・見直しを行う。
【8】学生本位の視点に立った教育を行うため、教育活動に係る検証を行い、学生のニーズ、学術の発展動向等に応じた、学生にとって効果的な教育改善を行う。	【9】授業評価アンケートや、卒業生・修了生、就職先等関係者へのアンケート等の実施により学生等の意見を聴取し、教育改善に活用する。また、全学的なファカルティ・ディベロップメント（FD）について企画・実施するとともに、FD勉強会を通じて部局のFD活動を支援し、専任教員の75%以上の受講を目指す。
【9】学生の対話能力や交渉能力の向上を図るため、本学の特色である対話を根幹とした自学自習を促進し、キャンパスの特徴に応じた教育環境の整備を推進する。	【10】講義室、演習室、実験実習室等の設備、自学自習環境、学生所有のノートパソコン等の端末を持参させるBYOD（Bring Your Own Device）の実現に向けた教育学習端末環境及び学習支援システム等の整備充実を行うことにより、教室をはじめキャンパス内外における教えや学びが統合された教育学習環境の整備を推進する。

	【11】教育プログラムの特性に応じた資料収集を行うことにより、図書館の蔵書、電子ジャーナル・データベースを充実させる。また、各キャンパスの特徴に応じた図書館の整備及び機能向上を行う。
(3) 学生への支援に関する目標	(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置
【10】学生が勉学・研究に専念できるよう、学生相談・助言等の機能を強化し、多様な学生に対する学習支援や生活支援を行う。	【12】相談員や支援担当者の全学的な連携を強化し、就学や学生生活に困難を抱える学生に対する相談・支援機能を強化するとともに、障害のある学生、留学生など多様な学生が相談しやすい体制を整備する。また、学生が安心して学生生活を送ることができるよう、学生保険に原則全員加入することとし、加入率 100%を目指す。
【11】学生のキャリア教育を充実させ、学生の多様なキャリアパスに応じた進路支援機能を強化することにより、学生の進路に係る不安の解消を図るとともに、多様な人材を社会の各方面に輩出する。	【13】インターンシップや、大学教員を目指す大学院生等に対するプレファカルティ・ディベロップメント（プレFD）を実施するとともに、学生の職業意識啓発のためのセミナー等について、参加者のニーズを踏まえた内容の充実を図る。また、大学院博士課程の学生・修了者への就職支援の充実を図るなど、学生のキャリアパスに応じた就職支援を実施する。
【12】経済的に困難な学生も安心して本学で勉学・研究に専念できるよう、経済支援を必要とする学生や優秀な学生への支援を拡充する。	【14】経済支援を必要とする学生や優秀な学生が勉学・研究に専念できるよう、民間資金の獲得などを通じ、学生への経済支援の強化を進める。授業料免除制度及び奨学金制度について、教務情報に関するポータルサイト等を活用し、学生への周知を徹底する。また、優秀な外国人留学生への支援としては、奨学金取得者のうち、入学許可時における奨学金支給決定者数をさらに拡充させる。
【13】学生間の交流や学生の課外活動、社会貢献活動を支援し、また、学生の福利厚生環境を充実させる。	【15】課外活動の支援、課外活動施設の充実を行う。また、学生の社会貢献活動を支援する。さらに、学生の福利厚生施設を整備するとともに、学生寮については可能なものから順次再整備し、全体として拡充する。

(4) 入学者選抜に関する目標	(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置
【14】入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の一層の明確化を図り、それに則った入学者選抜の改善を行うことなどにより、必要な基礎的学力を十分に備え、大学の学風と理念を理解して、意欲と主体性をもって勉学に励むことのできる入学者を国内外から広く求める。	【16】明確なアドミッション・ポリシーを踏まえ、本学への留学希望者を含む優秀な入学志願者の確保を目指し、各種大学・入試説明会、オープンキャンパス、大学案内冊子等を通じて、本学の基本理念及びアドミッション・ポリシーの浸透を図る効果的な入試広報活動を行う。 【17】一般入試及び特色入試で入学した学生の入学後の修学状況や学業成績、大学院への進学状況等の追跡調査を実施するとともに、求める人物像に適った学生が入学しているか検証を行い、これを踏まえて本学における入試制度全体の改革のあり方等について検討し、適切な改善を行う。また、高等学校における幅広い学びと活動の実績を評価し、個々の学部におけるカリキュラムや教育コースへの適合力を判定する「京都大学特色入試」を確立する。
(5) 教育のグローバル化に関する目標	(5) 教育のグローバル化に関する目標を達成するための措置
【15】国際社会においてリーダーとして活躍できるだけの教養と専門性、国際社会や異文化に関する理解、語学力等を身に付けた人材の育成を図る。	【18】国際高等教育院の体制を充実させ、英語による全学共通科目の講義の増加・充実を行うとともに、英語による専門科目及び ICT を活用した国際共同実施科目の増加と充実等を行う。特に学士課程 1・2 年次を対象とする英語による基礎・教養科目については、400 科目への拡充を目指す。 【19】大学の国際化に向けた学生海外派遣・留学生受入を推進する。具体的には、学生海外派遣については、国際インターンシップの推進や多様な海外留学プログラムの実施により、中長期及び短期の海外留学者数を 1,600 人（通年）に増加させることを目指す。留学生受入れについては、優秀な学生の確保に努めるとともに、受入数を増加させ、外国人留学生数 3,300 人（通年）を目指す。また、学生交流の基礎となる大学間学生交流協定の締結数を拡大し、150 件を目指す。

2 研究に関する目標	2 研究に関する目標を達成するための措置
本学が創立以来培ってきた自由の学風と、対話を根幹とした自学自習のもと、自主独立と創造の精神を涵養し、多元的な課題の解決に挑戦して、地球社会の調和ある共存に貢献すべく、基盤的研究を重視しつつ、先端的、独創的、学際的研究を推進する。これにより、世界を先導する国際的研究拠点機能を高めるほか、共同利用・共同研究拠点において、異分野融合・新分野創成に向けた取組等を推進する。	
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標	(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置
【16】学問の源流を支える基盤的研究を重視するとともに、先端的、独創的、学際的研究を推進して、世界を先導する国際的研究拠点機能を高める。	【20】基盤的研究環境の維持発展や、先端的、独創的、学際的研究の推進に向けて、全学的かつ戦略的なリサーチ・アドミニストレーター（URA）の組織体制を整備し、研究支援事業の強化を行う。 【21】世界に冠たる研究を行っている世界トップレベル研究拠点（WPI 拠点）を核とした世界トップレベルの国際研究拠点として高等研究院を設置するとともに、iPS細胞研究の裾野拡大や研究体制の強化に向けた取組の推進など、国際的研究拠点等の支援を行う。
【17】共同利用・共同研究拠点においては、学問領域の特性を生かしつつ、拠点の枠を越えた連携による異分野融合・新分野創成に向けた取組を推進するとともに、海外機関との連携や情報発信力を強化する。	【22】研究連携基盤内の未踏科学研究ユニットを活用し、異分野融合による新たな学術分野の創成を促進する取組を通じて、共同利用・共同研究拠点の運営基盤を確保しつつ組織間の連携強化を図り、研究力強化やグローバル化を推進する。 【23】共同利用・共同研究拠点において、国際ネットワークを形成して国際共同研究や人材交流を推進するため、柔軟な人事制度や研究環境の整備を行う。また、拠点の活動実態や所属研究者の最新の動向に係る情報発信を国内外に向けて積極的に行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標	(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置
【18】学術研究の多様な発展と統合の推進に向けて、優秀な倫理性の高い研究者の育成及び採用を進める。	【24】若手研究者及び女性研究者の研究環境整備と育成支援の充実を行う。また、外国人研究者への研究支援及び受入体制の充実を行う。
【19】多様性に富む教員が研究教育に専念し、能力を発揮しやすい環境を整備する。	【25】リサーチ・アドミニストレーター（URA）を中長期的に確保・育成するとともに、事務部門との連携強化等による研究支援体制の整備・充実を行う。特に若手研究者、女性研究者、外国人研究者等に対する支援を強化する。併せて、研究者のワークライフバランスの調整に関する支援、研究活動に根ざした支援を実施する。
【20】学術・情報資源を充実させ、研究支援機能を強化する。	【26】電子ジャーナル・データベースの適切な選定・収集、京都大学学術情報リポジトリ KURENAI や京都大学研究資源アーカイブのコンテンツ登録・発信の推進、学術標本資料データベースの作成等により、附属図書館や総合博物館等における学術・情報資源を充実させる。
(3) 研究のグローバル化に関する目標	(3) 研究のグローバル化に関する目標を達成するための措置
【21】大学間連携や国際共同研究、人材交流の促進などにより、世界に卓越した国際競争力のある学術研究を推進する。	【27】本学が参加する大学間国際コンソーシアムを介し、大学間国際ネットワークを強化する。また、国際共同研究の推進や人的交流の基礎となる、大学間学術交流協定締結を推進し、協定校数 200 校超を目指す。これらネットワークの強化や学術交流協定に基づく研究者交流の実施などにより、国際競争力ある海外大学等との国際共同研究を推進する。
	【28】若手研究者の海外派遣支援を強化する。また、Web による申請サービスを充実させ、入国ビザの申請等のワンストップサービスを実施するとともに、留学生宿舎を含む外国人向けの宿舎を合計 800 戸に増加させることを目指すなど、留学生や外国人研究者及び外国人教員の受入体制・制度を充実させる。
	【29】高等研究院等の世界トップレベルの研究拠点の形成・充実を図るため、柔軟な拠点運営、また国際化に対応する組織体制や研究支援機能を構築する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標	3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置
国民に開かれた大学として、現代社会の様々な問題解決に資するため、本学の学術資源に基づく最先端の教育・研究成果等を市民講座や施設公開により、広く発信するなど、地域をはじめとする国内社会との連携を深め、自由と調和に基づく知を社会に還元する。併せて、世界の歴史都市・京都における文化の継承と価値の創生に向けた社会貢献を推進する。	
【22】地域再生・活性化等に貢献するため、地域社会と連携して、世界中から集う学生・研究者・芸術家や地域住民など、あらゆる人々との活発な交流により、社会課題の解決や新たな知の創出、地域が目指す国際戦略等との連携などに資するよう、全学的に教育・研究を推進する。	【30】京都に関する講義等により、課題認識、俯瞰力、責任力を持った人材を養成するとともに、学生、教員、地域関係者の協働により、地域課題の解決を図る。また、「地（知）の拠点大学における地方創生推進事業」において京都学教育プログラムを実施し、事業終了年度の平成 29 年度までに、延べ 1,500 人の履修者を目指す。
【23】本学の学術資源を基とした社会連携や世界の歴史都市・京都における文化の継承と価値の創生に向けた社会貢献を推進する。	【31】本学の学術資源を活用し、京都をはじめとする地域等の文化、産業等の発展と課題解決に資する社会連携を推進する。さらに、フォーラム、講演会、隔地の施設公開などの社会連携イベントを通じて、社会人等の生涯学習機会を拡充する。
【24】中等教育との接続をより密接にし、生徒が高度な学術にふれる機会を拡大することにより、将来を担う世代の育成を行う。	【32】各地域の教育委員会との連携協定に基づいた高大連携事業を推進するとともに、連携協定校の生徒を対象とした本学主催の高大連携事業を展開する。その他、スーパーサイエンスハイスクール (SSH) やスーパーグローバルハイスクール (SGH) をはじめとして、高等学校からの要請に基づき、本学の研究の最先端に触れることができる事業を実施する。 また、高大接続事業であるグローバルサイエンスキャンパス (GSC) 事業「科学体系と創造性がクロスする知的卓越人材育成プログラム」を文系分野まで拡大し、本学において高度なプレ教育を行う。具体的には、事業終了年度の平成 29 年度まで、年間 180 人の参加を目指す。さらに、GSC 事業終了時に事業の見直しを行い、継続・発展させる。

4 その他の目標	4 その他の目標を達成するための措置
世界に開かれた大学として、国際交流を深め、自由と調和に基づく知を社会に還元するとともに、地球規模での諸課題の解決を図るなど地球社会の調和ある共存に貢献する。また、附属病院における質の高い医療の提供等を通じて、人々の健康を向上させる。	
(1) グローバル化に関する目標	(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置
【25】地球規模での諸課題の解決を図るため、人材育成や研究成果等の活用により、国際貢献を推進する。	【33】独立行政法人国際協力機構（JICA）や国際連合教育科学文化機関（UNESCO）など国際機関等との連携及び国際協力により、国際貢献を図る。また、医療スタッフや医療技術による国際的な医療貢献を推進する。 【34】各部局による従来の研究交流実績を踏まえて全学海外拠点を整備するとともに、それら海外拠点の4つの共通ミッション（研究活動支援、教育活動支援、教職員・学生の国際化及び社会連携）に基づき、各地域におけるハブ機能を担う運営を進める。
【26】徹底した大学改革と国際化を全学的に推進することで国際通用性を高め、ひいては国際競争力を強化するとともに、世界的に魅力あるトップレベルの教育研究を行い、国際的認知度の向上を目指すための取組を進める。	【35】スーパーグローバル大学創成支援「京都大学ジャパングートウェイ構想」事業の目標達成に向け、第2期中期目標期間において整備した世界トップレベルの外国人教員を待遇面等で柔軟に雇用可能とする制度等を活用し、以下の取組を進める。 (a) 外国の大学との共同実施科目をコアカリキュラムとする国際共同教育プログラム「スーパーグローバルコース」、外国の大学と共同で教育課程を編成し学位を授与する国際共同学位プログラム「ジョイント／ダブルディグリープログラム」について、事業を実施する6分野を中心に遂行するとともに、全学位コースのうち外国語のみで卒業できるコースを30まで拡張し、さらに国際通用性を備え、質保証された教育制度・教育課程を構築し、拡充する。また、これらの成果のひとつとして、学生の国際共著論文数（国際学会共著発表論文を含む。）の増加を目指す。 (b) 教育・研究環境の国際化対応のため、国際教育アドミニストレーターによる効果的な支援や、海外拠点の拡充、事業を実施する6分野を中心に学位プログラム実施のための大学間交流協定の締結等を推進する。

	(c) 入試における外国語力の判定の外部試験の活用、多様なカリキュラムに対応した柔軟な学事暦の設定、インターネットを活用した講義のオンライン配信など、大学の国際開放性を意識した教育改革を進める。特に、遠隔講義システムによる講義等 ICT を活用した国際共同実施科目として 90 科目の開講を目指す。 【36】国際高等教育院附属国際学術言語教育センター（i-ARRC）の強化や、研究連携基盤内に創設する学際的研究組織（未踏科学研究ユニット）の体制整備等により、優れた外国人教員の雇用を組織的・戦略的に推進し、外国人教員倍増計画として外国人教員数を平成 28 年 10 月までに延べ 282 人に増加させ、それを維持する。
【27】京都大学が真のグローバル化を実現するために、国際戦略を推進する機能・体制を強化する。	【37】国際戦略推進業務がより円滑に遂行できるよう、部署間連携体制を充実・強化する。また、若手研究者・学生・職員の海外派遣に係る支援を強化する。さらに、英語研修実施や自己啓発支援により、グローバル化を支える職員を計画的に育成し、外国語力基準を満たす専任職員 120 人の確保を目指す。
（２）附属病院に関する目標	（２）附属病院に関する目標を達成するための措置
① 安全で良質な医療サービスに関する目標	
【28】医療従事者によるチーム医療及び ICT 化を更に推進することにより、安全で質の高い医療を提供する。	【38】医師、看護師、薬剤師、技師等全ての医療従事者の連携によるチーム医療を引き続き推進するとともに、「安全」を中心とした診療業務に係る処理手順等の見直しを行い、患者個人の価値観や多様なライフスタイルに応じた医療の提供を行う。さらに、医療事故調査報告制度を活用することにより、医療の安全を確保し、質の高い医療を提供する。また、医療情報システム等の再構築を含めた改善を図り、医療従事者の業務負担軽減を進めるとともに、医療安全等の大学附属病院間における相互チェックの対策等を進めることにより、医療の安全性を向上させる。 【39】第 2 期中期目標期間から実施している総合医療情報システム更新に伴う ICT 化を更に推進することにより、安全チェック機能を強化し、プライバシーを確保した患者情報の一元管理や情報開示を拡充するとともに、第 2 期中期目標期間から開始された地域包括ケアシステムの推進をはじめとした、京都府及び京都市並びに地域の医療機関との連携を強化し機能分担を進めることにより、大学病院として求められる医療を提供する。

	【40】病院再整備計画において、個室率を 32.3%、患者食堂を計 25 箇所を増加させるなどの取組により、患者アメニティを向上させる。また、カンファレンスルームの増設及びスタッフステーションの改善等により、医療に専念できる快適な職場環境の整備を行う。
② 良質な医療人の育成に関する目標	
【29】高度な診療・研究能力と技術を有し、観察力と思考力を備えた診療力の高い、人間性豊かな医療人を育成する。	【41】医学部等との連携を強化して、学部学生の臨床実習受入体制を整備拡充し、臨床参加型の卒前教育の充実に取り組むとともに、多職種間連携による教育支援、アウトカムに沿う指導、評価を取り入れ、将来のキャリアパスにつながる卒後研修プログラムを実施することにより、卒前、卒後を通じて優れた医師を育成する。
	【42】指導者・ファシリテーターなどの人材について育成コースを設立して育成し、診療科と連携してシミュレーション教育の拡充など院内の教育システムの基盤を強化することにより、必要な知識・技能を効率的に修得させるとともに、院内外並びに地域の医療者のニーズに合わせた有益な生涯学習の機会を提供する。
	【43】若手医療従事者の海外派遣や他国の医療従事者の受入れにより医療交流を推進し、多様な価値観を備え国際感覚を涵養した人材を育成する。
	【44】ワークライフバランスを考慮して、医療従事者が安心して医療に従事できるよう、院内保育所の整備等の環境の整備を行う。
③ 先端医療の開発と実践に関する目標	
【30】新医療の創成や再生医療などの先端医療の推進に積極的取り組み、研究成果を診療に導入することにより、先導的病院として社会に貢献する。	【45】臨床研究総合センターを活用した、臨床研究を推進するための支援ツールの提供や支援体制の充実・強化を行い、新医療の創成につながる医師主導治験や第 2 期中期目標期間中に認定を受けた国家戦略特別区域会議における特例などを活用し、先進医療、先端医療を新規に 10 件以上実施できるよう環境を整備する。
	【46】産官学連携による先端医療の研究開発に取り組む実用化を推進するとともに、先端的な医薬品・医療機器、及び再生医療等の研究開発や疾患メカニズムの解明、早期診断法の開発などに取り組む。

④ 効率的な経営と病院運営体制の整備に関する目標	
【31】安定的な経営基盤を構築するため、環境の整備、経営改善を行う。	【47】外部委託等により業務の効率化を進め、共通機能の集約化により効率的に業務に従事できる組織の体制確立に取り組むとともに、業務の質を向上させるため、公募型プロポーザル方式による新しい外部委託契約の手法を導入する。
	【48】医薬品及び医療材料等の効率的な管理運営体制を整備するとともに、医薬品及び医療材料等の経費削減に継続的に取り組む。また、医療機器について、医療機器管理システム等を活用して管理を一元化することにより、効率的・有効的な管理運営体制を整備するとともに、医療機器の更新計画の作成に取り組む。
(3) 産官学連携に関する目標	(3) 産官学連携に関する目標を達成するための措置
【32】大学で創出された世界最高水準の独創的な研究成果を社会へ還元するため、民間企業等との共同研究を促進するとともに、知的財産化により技術移転等への活用を行う。	【49】新たな研究シーズの発掘と活用に向けた効果的な特許化を推進するとともに、産官学連携活動制度・組織を充実させる。また、産業分野の特徴を踏まえた戦略的な知的財産の活用及び技術移転機関との連携等による研究成果の効果的活用を行う。
【33】世界の有力な大学、企業、政府系機関、技術移転機関等との国際的な産官学連携活動を推進する。	【50】産官学連携拠点を整備・強化するとともに、国際産学連携ネットワークを構築する。
(4) 産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標	(4) 産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標を達成するための措置
【34】大学によるイノベーション活動の世界標準化のため、産業競争力強化法に基づく認定特定研究成果活用支援事業者に対して出資並びに人的及び技術的援助等の業務を行うことにより、大学における技術に関する研究成果の事業化及び教育研究活動を活性化させる。	【51】認定特定研究成果活用支援事業者（京都大学イノベーションキャピタル株式会社）の株主として、プログラムのパフォーマンスを測るため、産学共同実用化促進事業の実施状況をモニタリングし必要な改善を行う。 研究成果の事業化及び教育研究活動の活性化を図るため、シーズ探索・情報収集の強化、研究・開発ステージに応じた起業支援を実施する。 イノベーションエコシステムを構築し、また、地域における経済活性化に貢献するため、地元の自治体や企業との連携を図る。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標	Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 組織運営の改善に関する目標	1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置
【35】総長のリーダーシップのもと、教育、研究、社会貢献の機能を最大限発揮できるよう、ガバナンス体制を構築するとともに、中長期的かつ戦略的に本学の理念と目標の実現に取り組む。	【52】総長が迅速な意思決定を行えるよう、機動的なガバナンスの構築を目指し、IR機能の強化など継続的に体制を見直すとともに、本学の理念及び特色を反映した戦略を策定する。 【53】経営協議会の開催に合わせ、本学の具体的な教育研究活動の実地視察を行ったうえで意見交換会を実施する等により、学外者の意見を聴取し、大学運営の改善に役立てる。
【36】優秀な教職員確保を目的として弾力的な人事・給与制度を整備するとともに、多様な人材の確保及びそのキャリアパスを確立することにより、教育研究の活性化を進める。	【54】年俸制の拡充、クロスアポイントメント制度の活用など、弾力的な給与制度の運用を促進する。また、年俸制の対象範囲や業績評価のあり方などを検証しつつより効果的な年俸制の運用を行うとともに、任期制の活用を通じて教員の流動性を向上させる。 【55】女性、若手、外国人等多様な人材を積極的に登用し、能力の一層の活用を行うとともに、男女共同参画推進に関する研修・フォーラムの開催等により、教職員・学生への啓発活動を推進する。 【56】事務系職員の採用方法について、統一採用試験とは別に導入した独自採用試験を充実させ、多様かつ優秀な人材の獲得を促進するとともに、これに即したキャリアパスを確立する。また、人件費削減に対応しつつ、主に定型的業務等を安定的に実施するために従来の定員1に対し2名を雇用できる仕組みとして創設した事務職員（特定業務）の拡充により、これまで事務系職員が担っていた定型的業務の量を緩和し、監督・育成・業務指導、企画立案や管理運営に関する業務の比重を増加させ、事務組織の機能強化を促進する。
【37】総長のリーダーシップのもとで、学内外の多様な要請を調整しつつ、教育研究の発展のために効果的かつ戦略的な組織運営を行う。	【57】大学全体の更なる機能強化を図るため、世界のリーディング大学として教育・研究・医療等の質を高めることができるよう、総長のリーダーシップのもとで、全学的な視点から人員を再配置するとともに、運営費交付金等の戦略的な経費配分を行う。

【38】 本学の理念や目的に照らし、教員の研究、教育や社会活動への貢献を適正に評価することにより、教育研究の活性化を進める。	【58】 教員評価制度の更なる質の向上を促進するとともに、年俸制教員に係る業績評価制度について、分野や業務内容に応じ、効果的な運用システムを確立する。
【39】 監事監査や内部監査等を充実させ、監査結果を運営改善に反映させる。	【59】 監事機能及びサポート体制の強化や監事、内部監査部門、会計監査人の連携強化及び監査員に専門分野の外部有識者を充てるなどにより、監査部門を充実させる。また、監事監査や内部監査等の監査結果を運営改善に反映させるためのより効果的な改善サイクルを構築し、実施する。
2 教育研究組織の見直しに関する目標	2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置
【40】 京都大学の持続的発展を支える組織改革方針に基づき、教育研究上の目的に応じて柔軟な組織編成が可能となるよう構築した体制により、ミッションの再定義で明らかにした本学が有する強み、特色、社会的役割を中心にして本学の機能強化を図るための教育研究組織の見直し、再編成等を行う。	【60】 教育研究上の目的に応じて柔軟な組織編成が可能となるよう構築した体制（教育研究組織から人事・定員管理機能を学域・学系へ分離）により、ミッションの再定義で明らかにした研究水準や教育の成果等を踏まえたうえで、学問の発展や社会的要請等を総合的に勘案し、教育研究組織の見直し、再編成等を行う。
3 事務等の効率化・合理化に関する目標	3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置
【41】 事務組織において業務運営の更なる効率化・国際化及び職員の質の向上を進め、本学の教育・研究・医療活動等を支える事務組織の機能を強化する。	【61】 業務内容等に応じた事務処理体制の見直しや簡素・効率化を促進するとともに、職員の人事評価制度については趣旨の浸透・定着及びこれを通じた改善などを行い、研修制度については内容をより一層充実させるなど、職員のより一層の資質向上及びこれによる組織の機能強化を促進する。また、情報担当部署の更なる強化や、高度なコミュニケーションが可能な ICT ツールの導入などによる情報環境の拡充、高度化を行う。
Ⅲ 財務内容の改善に関する目標	Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 外部資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標	1 外部資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置
【42】 外部資金や寄附金その他を効果的に獲得する基盤を強化する。	【62】 外部資金等を効果的に獲得するため、自己収入源の多角化を検討するとともに、積極的な情報収集・共有並びに研究費等の申請などの支援機能を強化する。また、中長期的な視点での寄附募集活動を推進するための指針として策定した「京都大学基金戦略」に基づき、京都大学基金の寄附募集活動を推進する。

2 経費の抑制に関する目標	2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置
【43】業務運営の効率化を図り、管理的経費を抑制する。	【63】教職員の経費削減に対する意識を高めるため、研修・講習会の実施や決算分析資料等の提供を定期的に行うとともに、管理的経費を抑制するため、更なる事務の改善・合理化策や学内外の様々な経費削減の取組を調査・検討し、本学に有効と判断されるものの全学実施を推進する。
3 資産の運用管理の改善に関する目標	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置
【44】保有資産の不断の見直しにより、管理の徹底、データ公開の拡大、建物整備及び管理体制のアウトソーシング等資産の有効活用及び施設運用管理の改善を行う。	【64】保有資産の管理状況や適切な処分等を定期的に確認し、適切な管理等を徹底するとともに、保有設備・装置についてデータの公開範囲を拡大する。また、職員宿舎に関しては、第2期中期目標期間において策定した整備方針に基づき、耐震性能を満たしていない宿舎について具体的な整備方法、スケジュール等を決定し、順次整備する。
	【65】全学的に利用する施設について、構築した責任体制や管理主体及び作成した統一管理マニュアルをもとに、定型的労務作業の多い建物管理のアウトソーシングを実施する。
【45】資金を安全かつ効率的に活用する。	【66】資金の有効活用を図るため、資金管理計画を策定し、精度の高い資金繰計画に基づく資金の効果的な運用により利益の確保に努め、その運用益を教育研究等経費に戦略的に充当する。
IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 評価の充実に関する目標	1 評価の充実に関する目標を達成するための措置
【46】自己点検・評価並びに第三者評価機関等による評価を着実に実施するとともに、その評価結果に基づき、内部質保証システムによる大学運営の改善を行う。	【67】着実な評価を継続的に実施するために、研修会を実施するなど学内の評価風土を醸成しつつ、評価指標の設定を重視した、より客観的な評価を実施するとともに、その中で把握した課題に係るフォローアップを行うなど内部質保証システムの機能を高め、着実な大学運営の改善に繋げる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標	2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置
【47】大学の有する各種情報を社会に分かりやすい内容で積極的に公開・発信等するとともに、広報活動を充実させる。	【68】本学の個性や魅力の認識（ブランディング）、ステークホルダーのニーズ把握（マーケティング）、各ステークホルダーに合った情報の確実な提供（ターゲティング）を基本理念とする「京都大学の広報戦略」に基づき、大学の可視化と大学ブランドイメージの発信及びファン層の拡大を狙う。このため、正確かつ迅速な情報発信にとどまらず、他大学にはない個性や魅力に満ちた諸活動を Web サイトなどの様々な広報媒体により国内外に紹介するとともに、外部の多様なメディアなど社会とのネットワークを最大限活用し、情報の浸透・拡散を促進する。また、海外の研究者や学生等のターゲットに向けても、翻訳体制を充実し多言語による情報発信体制を整えるとともに、科学情報のアウトリーチ活動に長けた学外の専門家や学内の高度専門職、外国人教職員、留学生を効果的に活用し、大学の諸活動を海外にも分かりやすく伝える。
Ⅴ その他業務運営に関する重要目標	Ⅴ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置
1 施設設備の整備・活用等に関する目標	1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
【48】教育・研究・医療・学生支援環境の質の向上、施設設備の老朽化対策及び防災機能強化の観点から、安全・安心なキャンパス環境の整備を推進する。	【69】教育・研究・医療・学生支援環境の質の向上に反映させるため、第2期中期目標期間において策定したキャンパスマスタープランに沿って、環境負荷低減の継続・促進やパブリックスペースの確保などを踏まえた施設整備を行い、大学を取り巻く状況の変化に応じて更にキャンパスマスタープランの見直しを行う。また、施設設備の長寿命化に資する機能改善を推進するとともに、第2期中期目標期間において必要性を確認した非構造部材耐震化やライフライン耐震化などにより防災機能を強化する。さらに、情報基盤においては、高速で信頼性が高くディペンダビリティ（安定性）が確保された情報ネットワークを計画的に整備する。
【49】施設設備等を全学的観点から有効活用するとともに、教育研究等活動にふさわしい施設水準を確保するため、施設マネジメントを推進する。	【70】教育研究等活動の推進に向けて、スペースの弾力的運用、プロジェクト研究等に対応する共用スペースを新たに確保するとともに、スペースチャージ制の適用範囲や活用方法を見直し、制度をよりの確かつ効果的に推進する。また、改修、修繕等により変化した施設設備等の実態について、点検評価を実施し、これに基づき財源等も踏まえたうえで、機能保全・維持管理計画の対象範囲を拡充し、それを着実に実施して施設マネジメントを推進する。

【50】自助努力に加え、多様な整備手法等により、施設等の整備を推進する。	【71】民間資金を活用した事業方式（PFI 等）の導入等、多様な財源を活用し、（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業、（南部）総合研究棟施設整備事業、（北部）総合研究棟改修（農学部総合館）施設整備事業、（桂）総合研究棟Ⅲ（物理系）施設整備事業、（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業を実施する。
2 環境管理に関する目標	2 環境管理に関する目標を達成するための措置
【51】国内の大学等を先導し協働を進め、国際社会に対し積極的な役割を果たすため活動を行っている本学のサステイナブルキャンパス構築に向けた取組を通じて、教育・研究・医療等の活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制するとともに、構成員の環境意識向上を図る。	【72】サステイナブルキャンパスの構築に向け、環境賦課金制度を活用した環境負荷低減に資する整備を実施するとともに、環境配慮啓発活動を推進し、他大学にも働きかけながら学生・教職員がともに考え協働する取組を実施する。
3 安全管理に関する目標	3 安全管理に関する目標を達成するための措置
【52】教職員・学生等の教育研究や医療従事活動に係る災害の防止及び安全確保を進める。	【73】教職員・学生等の教育研究や医療従事活動に係る災害の発生を低減するために、実験室等の安全な教育研究及び医療環境を整え、その体制の最適化を進め、安全管理体制を強化するとともに、災害の未然防止に注力する。また、発生した災害等については、速やかに把握・分析し、その情報を全学で共有して再発防止に活用する。さらに、外国人研究者、留学生を含めた全構成員に対する化学物質等に係る安全教育を充実させ、安全意識の醸成に向けた取組を実施する。
【53】大学の危機管理機能を充実・強化する。	【74】大規模災害等発生時における学生、教職員等の安全を確保するため、危機管理体制を充実させるとともに、大学間等の相互協力体制を充実させる。また、事業継続計画に基づく訓練を実施し、計画を適宜見直すことにより、大規模災害等発生時における初動体制を充実させる。
4 法令遵守等に関する目標	4 法令遵守等に関する目標を達成するための措置
【54】法令等に基づく適正な大学運営を行うとともに、法令等の遵守を徹底する。	【75】法令及び学内規程等の遵守について、教職員や学生に対する各種研修会、eラーニングによる研修の実施、監査結果の通知等により、更に周知徹底を行う。

	【76】研究費の不正使用、研究活動の不正行為及び利益相反等の防止など、法令等に基づく適正な研究活動を推進するため、学生、若手研究者から指導者である教員・研究代表者まで、各段階に応じた研究公正の教育・啓発などの倫理教育を徹底する。また、競争的資金等不正防止計画、研究公正推進アクションプラン等を着実に実施し、その効果をPDCAサイクルで検証しながら取組の充実を図り、実効性のある管理責任体制を整備する。特に、研究費等の適正な使用についてのeラーニング研修においては、対象者の受講率を概ね100%とし、研究活動上の不正行為の防止においては、eラーニング研修を平成28年度に導入、平成29年度中に運用を行う。 【77】情報セキュリティインシデントを未然に防ぐ情報セキュリティ管理体制の強化や、ソフトウェアライセンス管理の効率化など情報管理を徹底し、安全な情報環境を整備する。
5 大学支援者等との連携強化に関する目標	5 大学支援者等との連携強化に関する目標を達成するための措置
【55】大学支援者等との連携を強化する。	【78】学術研究の成果を含めた教育研究等の活動状況や大学の進むべき方向等に関する情報を戦略的に発信するとともに、キャンパスの施設公開や公開講演会での意見交換など大学支援者等とのコミュニケーション機会を充実させる。 【79】同窓生のネットワークを充実させることにより、同窓会活動の活性化を促進する。

中 期 目 標	中 期 計 画
	Ⅵ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画
	別紙参照
	Ⅶ 短期借入金の限度額
	1 短期借入金の限度額 13,707,938千円
	2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。
	Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
	1. 重要な財産を譲渡する計画 ・農学研究科附属農場の土地及び建物の一部（大阪府高槻市八丁畷町200番1の一部 他7筆）を譲渡する。 ・白馬山の家土地及び建物（長野県北安曇郡小谷村大字千国字柳久保乙869番2）を譲渡する。 ・原子炉実験所の土地の一部（大阪府泉南郡熊取町朝代西二丁目984-1 他2筆 216.06㎡）を譲渡する。 ・桂職員宿舎の土地（京都市西京区下津林六反田1番地3 3,815.98㎡）を譲渡する。 ・香里職員宿舎の土地（大阪府枚方市香里ヶ丘10丁目8番地1 3,017.92㎡）を譲渡する。 ・農学研究科附属農場古曽部温室の土地（大阪府高槻市古曽部町2丁目30番 7,642㎡）を譲渡する。
	2. 重要な財産を担保に供する計画 ・附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学病院の敷地及び建物を担保に供する。

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。

X その他**1. 施設・設備に関する計画**

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源 (百万円)
・(医病)基幹・環境整備(自動制御機器更新) ・(吉田)ライフライン再生(ガス設備等) ・(吉田)ライフライン再生(電気設備) ・(医病)基幹・環境整備(受変電設備改修等) ・(医病)総合高度先端医療病棟(Ⅱ期)等 ・(医病)基幹・環境整備(熱源等改修等) ・(南部)総合研究棟施設整備事業(P F I) ・(桂)総合研究棟Ⅴ, (桂)福利・保健管理棟施設整備事業(P F I) ・(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)施設整備等事業(P F I) ・(桂)総合研究棟Ⅲ(物理系)等施設整備事業(P F I) ・小規模改修 ・浅在性リニアック放射線治療システム	総額 20,697	施設整備費補助金 (5,668) (独)大学改革支援・学位授与 機構施設費交付金 (888) 長期借入金 (13,517) 大学資金 (624)

- ・血液透析統合モニタリングシステム
- ・迅速検査報告診療支援システム

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成28年度以降は平成27年度と同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金、大学資金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

- ・女性や若手職員の登用を考慮しつつ、職員のモチベーションの向上を図るための人事システムを整備する。
- ・定員削減や重点事業に配慮した人員の配置を行う。
- ・能力開発や専門性向上のための研修を実施する。

(参考)

中期目標期間中の人件費総額見込み 346,591百万円(退職手当は除く。)

3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

京都大学(南部)総合研究棟の施設整備事業

- ・事業総額：2,179百万円
- ・事業期間：平成15～29年度(15年間)

(単位：百万円)

財源 \ 年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費補助金	128	130	—	—	—	—	258	0	258
運営費 交付金	30	28	—	—	—	—	58	0	58

京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ，（桂）福利・保健管理棟施設整備事業

・事業総額：11,426百万円

・事業期間：平成15～29年度（15年間）

（単位：百万円）

財源 \ 年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費補助金	750	774	—	—	—	—	1,524	0	1,524
運営費 交付金	195	171	—	—	—	—	366	0	366

京都大学（北部）総合研究棟改修（農学部総合館）施設整備等事業

・事業総額：9,332百万円

・事業期間：平成17～30年度（14年間）

（単位：百万円）

財源 \ 年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費補助金	550	550	550	—	—	—	1,650	0	1,650
運営費 交付金	167	152	137	—	—	—	456	0	456

京都大学（桂）総合研究棟Ⅲ（物理系）等施設整備事業

・事業総額：8,965百万円

・事業期間：平成21～35年度（15年間）

（単位：百万円）

財源 \ 年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費補助金 及び大学資金	139	139	139	139	139	139	833	278	1,111
運営費 交付金	108	108	103	100	97	94	607	180	787

(係数はそれぞれの項目で四捨五入しているため、各年度の合計と小計欄、総事業費欄の係数とは合致しない。)

京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業

- ・事業総額：6, 675百万円
- ・事業期間：平成27～41年度（15年間）

(単位：百万円)

財源 \ 年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費補助金 及び大学資金	0	434	434	434	434	434	2,170	3,470	5,639
運営費 交付金	0	89	87	86	84	83	429	607	1,036

(係数はそれぞれの項目で四捨五入しているため、各年度の合計と小計欄、総事業費欄の係数とは合致しない。)

(注) 金額は、PFI 事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI 事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等による所要額の変更も想定される。また、施設整備の一定部分は施設整備費補助金によるが、その具体的な措置については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

(長期借入金)

◇大学改革支援・学位授与機構

(単位：百万円)

財源 \ 年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金	835	1,083	1,214	1,304	1,496	1,625	7,557	12,379	19,936

(注) 金額については、見込みであり業務の実施状況により変更されることもある。

(リース資産)

予定なし

4. 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ① 桂キャンパス整備事業（PFI 事業）に係る施設設備整備費等の一部
- ② 施設マネジメント推進事業（施設修繕計画）に係る施設設備整備費の一部
- ③ 産学共同の研究開発による実用化促進等に係る業務
- ④ その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

中 期 目 標	中 期 計 画																																										
	(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 1. 予 算 平成 28 年度～平成 33 年度 予算 (単位：百万円) <table> <tr> <th>区 分</th><th>金 額</th></tr> <tr> <td>収入</td><td></td></tr> <tr> <td> 運営費交付金</td><td>318,911</td></tr> <tr> <td> 施設整備費補助金</td><td>5,668</td></tr> <tr> <td> 船舶建造費補助金</td><td>0</td></tr> <tr> <td> 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金</td><td>888</td></tr> <tr> <td> 自己収入</td><td>301,383</td></tr> <tr> <td> 授業料及び入学科検定料収入</td><td>83,975</td></tr> <tr> <td> 附属病院収入</td><td>207,928</td></tr> <tr> <td> 財産処分収入</td><td>0</td></tr> <tr> <td> 雑収入</td><td>9,480</td></tr> <tr> <td> 産学連携等研究収入及び寄附金収入等</td><td>226,852</td></tr> <tr> <td> 長期借入金収入</td><td>13,517</td></tr> <tr> <td>計</td><td>867,219</td></tr> <tr> <td>支出</td><td></td></tr> <tr> <td> 業務費</td><td>605,227</td></tr> <tr> <td> 教育研究経費</td><td>412,367</td></tr> <tr> <td> 診療経費</td><td>192,860</td></tr> <tr> <td> 施設整備費</td><td>20,073</td></tr> <tr> <td> 船舶建造費</td><td>0</td></tr> <tr> <td> 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等</td><td>226,852</td></tr> </table>	区 分	金 額	収入		運営費交付金	318,911	施設整備費補助金	5,668	船舶建造費補助金	0	大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	888	自己収入	301,383	授業料及び入学科検定料収入	83,975	附属病院収入	207,928	財産処分収入	0	雑収入	9,480	産学連携等研究収入及び寄附金収入等	226,852	長期借入金収入	13,517	計	867,219	支出		業務費	605,227	教育研究経費	412,367	診療経費	192,860	施設整備費	20,073	船舶建造費	0	産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	226,852
区 分	金 額																																										
収入																																											
運営費交付金	318,911																																										
施設整備費補助金	5,668																																										
船舶建造費補助金	0																																										
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	888																																										
自己収入	301,383																																										
授業料及び入学科検定料収入	83,975																																										
附属病院収入	207,928																																										
財産処分収入	0																																										
雑収入	9,480																																										
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	226,852																																										
長期借入金収入	13,517																																										
計	867,219																																										
支出																																											
業務費	605,227																																										
教育研究経費	412,367																																										
診療経費	192,860																																										
施設整備費	20,073																																										
船舶建造費	0																																										
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	226,852																																										

長期借入金償還金	15,067
計	867,219

〔人件費の見積り〕

中期目標期間中総額 346,591百万円を支出する。（退職手当は除く。）

注）人件費の見積りについては、平成29年度以降は平成28年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注）退職手当については、国立大学法人京都大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注）組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

〔運営費交付金の算定方法〕

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I 〔基幹運営費交付金対象事業費〕

①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。D（y－1）は直前の事業年度におけるD（y）。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 学長裁量経費。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E（y－1）は直前の事業年度におけるE（y）。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
- ・ 附置研究所及び附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。

- ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

③「機能強化経費」：機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔基幹運営費交付金対象収入〕

④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成28年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）

⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成28年度予算額を基準とし、第3期中期目標期間中は同額。

Ⅱ〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

Ⅲ〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。I（y - 1）は直前の事業年度におけるI（y）。

⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。K（y - 1）は直前の事業年度におけるK（y）。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) D(y) = D(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) E(y) = \{E(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y)$$

$$+ U(y)$$

$$(3) F(y) = F(y)$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

D(y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

E(y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

F(y) : 機能強化経費 (③) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G(y) : 基準学生納付金収入 (④)、その他収入 (⑤) を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

T(y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y) : 教育等施設基盤調整額。

施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H(y) : 特殊要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = \{ I(y) + J(y) \} - K(y)$$

$$(1) I(y) = I(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) J(y) = J(y)$$

$$(3) K(y) = K(y-1) \pm W(y)$$

$I(y)$: 一般診療経費 (⑦) を対象。

$J(y)$: 債務償還経費 (⑧) を対象。

$K(y)$: 附属病院収入 (⑨) を対象。

$V(y)$: 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

$W(y)$: 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 機能強化促進係数。△1.6%とする。

第3期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特殊要因経費」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成28年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成28年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」、「教育等施設基盤調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、平成29年度以降は、平成28年度と同額として試算している。

2. 収支計画

平成 28 年度～平成 33 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	822,471
経常費用	822,471

業務費	774,755
教育研究経費	107,486
診療経費	106,982
受託研究費等	193,242
役員人件費	1,510
教員人件費	218,898
職員人件費	146,637
一般管理費	18,353
財務費用	1,684
雑損	0
減価償却費	27,679
臨時損失	0
収入の部	828,572
経常収益	828,572
運営費交付金収益	289,612
授業料収益	71,908
入学金収益	10,154
検定料収益	1,913
附属病院収益	207,928
受託研究等収益	193,242
寄附金収益	30,478
財務収益	475
雑益	9,005
資産見返負債戻入	13,857
臨時利益	0
純利益	6,101
総利益	6,101

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益

を計上している。

3. 資金計画

平成 28 年度～平成 33 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	895,345
業務活動による支出	793,108
投資活動による支出	59,044
財務活動による支出	15,067
次期中期目標期間への繰越金	28,126
資金収入	895,345
業務活動による収入	847,146
運営費交付金による収入	318,911
授業料及び入学科検定料による収入	83,975
附属病院収入	207,928
受託研究等収入	193,242
寄附金収入	33,610
その他の収入	9,480
投資活動による収入	6,556
施設費による収入	6,556
その他の収入	0
財務活動による収入	13,517
前中期目標期間よりの繰越金	28,126

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業にかかる交付金を含む。

中 期 目 標		中 期 計 画	
別表 1 (学部、研究科等)		別表 (収容定員)	
学 部	総合人間学部	学 部	総合人間学部 4 8 0 人
	文学部		文学部 8 8 0 人
	教育学部		教育学部 2 6 0 人
	法学部		法学部 1, 3 4 0 人
	経済学部		経済学部 1, 0 0 0 人
	理学部		理学部 1, 2 4 4 人
	医学部		医学部 1, 2 4 8 人
	薬学部		(うち医師養成に係る分野 6 4 2 人)
	工学部		薬学部 3 8 0 人
	農学部		工学部 3, 8 2 0 人
研 究 科 等	文学研究科	研 究 科 等	農学部 1, 2 0 0 人
	教育学研究科		文学研究科 3 8 5 人
	法学研究科		(うち修士課程 2 2 0 人)
	経済学研究科		(博士後期課程 1 6 5 人)
	理学研究科		教育学研究科 1 5 9 人
	医学研究科		(うち修士課程 8 4 人)
	薬学研究科		(博士後期課程 7 5 人)
	工学研究科		法学研究科 5 9 4 人
	農学研究科		(うち修士課程 4 2 人)
	人間・環境学研究科		(博士後期課程 7 2 人)
	エネルギー科学研究科		(専門職学位課程 (法曹養成) 4 8 0 人)
	アジア・アフリカ地域研究研究科		経済学研究科 2 2 0 人
	情報学研究科		(うち修士課程 8 8 人)
	生命科学研究科		(博士後期課程 1 3 2 人)

研究科等	総合生存学館 地球環境学舎 公共政策教育部 経営管理教育部	
別表2（共同利用・共同研究拠点、教育関係共同利用拠点）		
【共同利用・共同研究拠点】 化学研究所 人文科学研究所 再生医科学研究所 エネルギー理工学研究所 生存圏研究所 防災研究所 基礎物理学研究所 ウイルス研究所 経済研究所 数理解析研究所 原子炉実験所 霊長類研究所 東南アジア研究所 学術情報メディアセンター 放射線生物研究センター 生態学研究センター 地域研究統合情報センター 野生動物研究センター	研究科等	理学研究科 1, 134 人 （うち修士課程 636 人） 博士後期課程 498 人） 医学研究科 1, 012 人 （うち修士課程 138 人 博士課程（医学） 680 人 博士後期課程（社会健康医学・医科学・人間健康科学） 126 人 専門職学位課程（社会健康医学） 68 人） 薬学研究科 275 人 （うち修士課程 128 人） 博士課程（薬学） 60 人 博士後期課程 87 人） 工学研究科 1, 967 人 （うち修士課程 1, 376 人） 博士後期課程 591 人） 農学研究科 876 人 （うち修士課程 606 人） 博士後期課程 270 人） 人間・環境学研究科 532 人 （うち修士課程 328 人） 博士後期課程 204 人） エネルギー科学研究科 365 人 （うち修士課程 260 人） 博士後期課程 105 人） アジア・アフリカ地域研究研究科 150 人 （うち博士課程 150 人（五年一貫）） 情報学研究科 558 人 （うち修士課程 378 人） 博士後期課程 180 人）

【教育関係共同利用拠点】

黒潮海域における海洋生物の自然史科学に関する
フィールド教育共同利用拠点

（京都大学フィールド科学教育研究センター海域
ステーション瀬戸臨海実験所）

日本海における水産学・水圏環境学フィールド教育
拠点

（京都大学フィールド科学教育研究センター海域
ステーション舞鶴水産実験所）

人と自然のつながりを学ぶ森林フィールド教育共
同利用拠点

（京都大学フィールド科学教育研究センター森
林・里域ステーション芦生研究林・北海道研究
林・上賀茂試験地）

研 究 科 等	生命科学研究科	249 人	
	〔うち修士課程	150 人	
	博士後期課程	99 人	
	総合生存学館	100 人	
	〔うち博士課程	100 人	（五年一貫）
	地球環境学舎	148 人	
	〔うち修士課程	88 人	
	博士後期課程	60 人	
	公共政策教育部	80 人	
	〔うち専門職学位課程（公共政策）	80 人	
	経営管理教育部	181 人	
	〔うち博士後期課程	21 人	
	専門職学位課程（経営管理）	160 人	